

令和7年度

公益財団法人SHG財団 助成応募要領

1. 助成の趣旨

近年日本において、少子化は大きな社会的問題として取り上げられています。このような現状において、さまざまな事情により保護者のもとで生活ができない児童のための施設である児童養護施設、乳児院の役割は非常に大きくなっています。その一方で国及び地方公共団体から支給されている措置費は一定額しか給付されず、使途も限定されているため、入所している児童の教育の向上や健全な育成に必要な環境づくりのため苦慮している現状にあります。そこで、本事業では、児童養護施設と乳児院に対して、入所児童の体験活動や備品の購入等に資金を助成します。

2. 助成対象

三重県、静岡県、愛知県、岐阜県の児童養護施設及び乳児院、養護施設協会に対して助成をします。

3. 助成内容

児童の福祉と教育の充実を図る上で有用と認められ、かつ、事業の成果が児童の健全な育成に寄与することに資することが期待される、児童養護施設及び乳児院並び児童養護施設協会が実施する活動及び物品購入に必要な資金の全部又は一部を助成します。

4. 助成金額

支給する助成金の上限額は、15万円までとします。なお、一施設に対する助成は、当該年度において一回とします。

5. 助成金使途

応募対象活動に係る設備費、消耗品、旅費等及び物品の対価、設置費用等が対象となります。

- (1) 旅費は、例えば課外活動で移動するための電車賃など、活動に直接かかるもののみに限ります。
- (2) 活動において特に必要な場合は、講師等への謝金支払いも可とします。ただし、応募団体の関連団体に対するものは不可とします。
- (3) その他、禁止される支出は、助成申請書をご確認ください。

6. 助成期間

令和7年度については、下記のとおりです。

- (1) 応募対象活動は、令和8年3月31日までに終了するものに限りします。
- (2) 応募対象物品の購入は、令和8年3月31日までに購入するものに限りします。

7. 応募の方法

助成の応募については、「助成申請書」の提出が必要です。

- (1) 令和7年度は、当財団のホームページ、ご案内、あるいは三重県児童養護施設協会を通じて公募します。
- (2) 応募は別紙A「助成申請書」に記載して当法人の事務所宛に押印済みの正本1部と副本（正本のコピー）6部を郵送にて提出してください。
- (3) 「助成申請書」の提出にあたり、添付資料として記載されている直前事業年度の社会福祉法人全体と当該施設の拠点区分決算書等に加え、活動に必要な消耗品及び備品等の見積書をできる限り添付してください。また、物品購入の場合は必ず購入する物品の見積書を添付してください。
- (4) ご提出していただいた申込書一式、添付資料は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

《郵送先》

〒510-0075 三重県四日市市安島二丁目8-10 フォレストヤスジマ1B
公益財団法人SHG財団 宛

《応募に関するお問い合わせ》

電話番号 090-8644-4071（担当：望月 平日9時～17時）
E-mail mochizuki@dz-holdings.com

8. 応募期間

令和8年1月27日～令和8年2月16日（期間内に必着のこと）

9. 選考方法

書類選考を経たのち、外部委員を含む6名の選考委員により、慎重審議のうえ決定いたします。

10. 結果通知

選考結果は、決定後直ちに助成申請書に記載されている連絡責任者宛に書面で通知されます。なお、「助成先一覧」は当財団のホームページに掲載いたします。採否の理由について

てのご照会には回答いたしかねますので、ご了承ください。

11. 選考協力

所定の助成申請書、資料に加え、さらに詳しい書類の提出をお願いする場合もございますので、ご協力ください。また、電話・E-mailにて連絡することもありますので、ご承知おきください。

選考によっては、助成の上限額を下回ることもございます。その場合は、なるべくご希望に添えるよう、選考対象となる施設のご担当者様と協議させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

12. 助成決定

選考の結果、助成対象施設となられた場合は、当財団より「助成承諾書」をお送りしますので、速やかに提出してください。

13. 助成金の支給

当財団が「助成承諾書」の提出を受け内容を確認できた後、ご指定の口座に決定した支給額を振り込みます。

14. 助成金支給後の義務

助成金を支給された施設は、別紙B「助成報告書」の提出が義務となります。

- (1) 応募対象活動あるいは物品購入を申請時の予定通り、速やかに行ってください。
- (2) 応募対象活動、物品購入が行われた後、「助成報告書」を記載して、押印済みの正本1部を提出してください。
- (3) 令和7年度の「助成報告書」提出期限は、令和8年4月15日（必着）とします。
- (4) ご提出していただいた申込書一式、添付資料は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

15. 個人情報の取り扱いについて

個人情報は原則として利用目的の範囲内で且つ業務上必要な限度内で利用いたします。法令等の定める場合を除き、事前に本人の了承を得ることなく個人情報を第3者に提供することは致しません。